

負担を求める手法に 関する論点整理

平成28年11月9日
京都市行財政局税務部税制課

1

新たな財源の必要性

※ 第1回検討委員会 資料6参照

京都の歴史・文化を継承し、住む人にも訪れる人にも都市の品格と魅力の高まりが実感できるよう、様々な取組の更なる推進が必要

- ◆ 文化の力による地方創生の推進
- ◆ 京都の優れた町並み景観の保全・再生
- ◆ 歩いて楽しいまち・京都の推進
- ◆ 旅の本質を追求する観光施策の充実
- ◆ 観光客の増加等に対応する行政サービスの充実

2

負担を求める対象者の検討に当たって

負担を求める理由を基に検討すべきではないか。

<負担を求める理由(財源の使途等)> ※資料7参照

- 住みたい・訪れたいまちづくりに係る施策
 - ・ 「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第2ステージに掲載されている施策
 - ・ その他の今後取り組む必要がある施策
- 入洛客の増加により今後更なる対応が必要であると考えられる主な課題

3

<入洛客の増加により更なる財政需要が生じると考えられるもの>

- 宿泊環境の整備
 - ・ 宿泊施設の拡充・誘致
 - ・ 民泊対策
- 観光地の混雑や道路の渋滞等の緩和
 - ・ 観光資源の発掘・発信による観光客の分散化の推進
 - ・ パークアンドライドの充実
- 入洛客の受入環境の整備
 - ・ 外国人観光客の受入環境(案内標識, 多言語コールセンター等)の充実
 - ・ 次代の観光担い手の育成
- その他
 - ・ 観光客への救急対応の増加
 - ・ 安心・安全のまちづくり など

4

<地方税の原則> ※第1回検討委員会 資料7 2ページ参照

地方税については、以下の2つの性質を有する税制が望ましいとされている。

1 負担分任性

地方自治体の構成員が広くその共通の費用の負担を相互に分かち合うべきである。

2 応益性

地方自治体の行政サービスの受益に応じて負担をすべきである。



受益と負担の関係に着目すれば、新たな財源の用途として想定される施策に係る費用について、誰に負担を求めるのが適切と考えられるか。

誰に負担を求めるのが適切か

- 1 市民が負担すべき
- 2 入洛客に負担を求めるべき
- 3 市民及び入洛客の双方が負担を分かち合うべき

<第1回検討委員会でいただいた負担を求める対象者に関する御意見>

- 文化・景観・観光等も京都が率先して取り組んでいくべきであり、また、宿泊施設が不足し、観光客と住む人との共存をどのように図っていくかなど、まだまだ取り組まなければならないことはたくさんある。
- 観光客を呼び込むために、また、文化都市・歴史都市としての維持を図っていくために、どれだけのコストが掛かっており、これに対して観光客はどの程度負担しているのかを示してほしい。
- 観光客に新たな負担を求めるのであれば、観光業界や観光客に理解を求めていく必要がある。

7

仮に入洛客に負担を求める場合、どのような行為を捉えて負担を求めることが妥当か

- 1 入洛時
- 2 市内での行為
- 3 その他の行為

※ これらの行為について入洛客と市民の区別が困難な場合や、政策目的の達成の手段として新税を導入した場合には、市民にも負担を求める可能性もあると考えられる。

8

1 入洛時

<入洛の手段の例>

- 公共交通機関(鉄道, バス)
- 車(マイカー)

(参考)入洛利用交通機関別数(日本人)

区分	全体	公共交通機関		車(マイカー)
		鉄道	バス	
構成比(%)	100.0	76.1	17.6	6.3

(出典:平成27年 京都観光総合調査)

<他の自治体における事例>

※税収は平成26年度決算額(単位:百万円)

税目	課税団体	種別	施行日	税収の用途	課税客体	納税義務者	税率	税収
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	普通税	H15.5.23	-	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場利用者	(1)二輪車(自転車を除く。)…50円/回 (2)乗車定員10人以下の自動車…100円/回 (3)乗車定員10人超29人以下の自動車…300円/回 (4)乗車定員29人超の自動車…500円/回	72
乗鞍環境保全税	岐阜県	目的税	H15.4.1	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為, 又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	(1)乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 (2)乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 (3)乗車定員が10人以下の自動車…300円/回	15

<その他の事例>

ロードプライシング

道路混雑の激しい地域やその周辺の自動車交通量を抑制し、交通渋滞や大気環境の改善を図るため、特定の地域に進入又は通行する車から料金を徴収する制度

※ わが国では、高速道路等の一部の道路を除き、道路の通行に際して料金を徴収することは、道路法で認められていないため、一般道路での導入事例はない。

<ロードプライシングの導入に当たっての課題>

○ 地域経済への影響や住民の理解、料金を徴収する対象者や方法等、克服すべき多くの課題がある。

※ 東京都及び鎌倉市で検討事例がある

※ 海外では、シンガポールやロンドン等で導入事例がある

11

2 市内での行為

<市内における行為の例>

- 市内での移動(鉄道、バス、タクシー、マイカー、レンタサイクルなど)
- 宿泊施設における宿泊
- 買い物
- 飲食
- 施設等への入場
- 文化体験(例:伝統芸能鑑賞、着付け体験) など

12

(参考)観光消費額単価(日本人)

(数値は訪問者一人当たりの平均金額(円))

区分	全体			宿泊			日帰り			(参考) 外国人
	平成27年	平成26年	前年からの 増加額	平成27年	平成26年	前年からの 増加額	平成27年	平成26年	前年からの 増加額	
市内交通費	1,955	1,521	434	4,399	3,692	707	1,185	832	353	7,034
宿泊代	13,311	11,430	1,881	13,311	11,430	1,881	-	-	-	23,111
買物代	5,780	3,597	2,183	11,614	7,907	3,707	3,942	2,229	1,713	32,990
飲食費	4,353	3,957	396	10,792	9,251	1,541	2,324	2,276	48	19,991
入場料・拝観料	1,102	1,877	▲82	2,586	3,592	999	634	1,333	▲420	40,162
その他(体験費用等)	693			2,005			279			
合計	17,073	13,706	3,367	44,707	35,872	8,835	8,364	6,670	1,694	123,288

(出典:平成27年 京都観光総合調査)

<市内での行為に関する他の自治体における事例>

※税収は平成26年度決算額(単位:百万円)

税目	課税団体	種別	施行日	税収の用途	課税客体	納税義務者	税率	税収
宿泊税	東京都	目的税	H14.10.1	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館の宿泊者	1人1泊について (1)宿泊料金10千円以上15千円未満... 100円 (2)宿泊料金15千円以上...200円	1,624
宿泊税(予定)	大阪府	目的税	H29.1.1	世界有数の国際都市大阪を目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊 ※ 民泊への宿泊も対象となる見込み	ホテル又は旅館の宿泊者	1人1泊について (1)宿泊料金10千円以上15千円未満... 100円 (2)宿泊料金15千円以上20千円未満...200円 (3)宿泊料金20千円以上...300円	1,000 (平年度見込)

※ 宿泊税については、パリやローマ、ニューヨークなど、海外の様々な都市で事例がある

3 その他の行為

その他の行為として他に考えられるものはないか

＜他の自治体における事例＞

【税】

※ 税収は平成26年度決算額(単位:百万円)

税目	課税団体	種別	施行日	税収の使途	課税客体	納税義務者	税率	税収
別荘等 所有税	熱海市 (静岡県)	普通税	S51.4.1	-	別荘等の所有	別荘等の所 有者	650円/m ²	556

【協力金】

名称	実施団 体	導入時期	収入の使途	対象者	協力金額	収入額(百万円)
富士山保 全協力金	山梨県, 静岡県	平成26年度	富士山の環境保全, 富士山に係 る情報提供, 富士山の登山者の 安全対策その他の富士山の顕著 な普遍的価値の後世への継承等 に関する事業に要する費用	五合目から山頂を 目指す登山者	1,000円(任意)	平成27年度:115 平成26年度:158

15

論点ごとに検討するに当たっての視点

※ 第1回検討委員会資料7 3ページ参照

1 政策目的の達成の手段として、正当な課税といえるか

- ⇒ それぞれの行為に着目して負担を求めることに合理性や正当性を見出せるか
本市施策(景観, 文化, 観光, 歩くまち等)との整合性は取れているか
受益と負担の関係に対応した負担の求め方となっているか

2 課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか

- ⇒ 課税客体の把握が容易といえるか(負担を求めるタイミングをどう考えるか)
様々な行為形態が存在する中で, ある特定の行為にのみ負担を求めるとする場合, 公平性等の観点から
妥当といえるか
課税客体の定義(課税の要件)をどのように定めるか

16

3 課税客体の担税力(税の負担能力)をどのように評価するか

- ⇒ 様々な行為形態が存在する中で、どのような行為に負担能力を見出すことができるか
負担能力を測る指標としてどのようなものが考えられるか
市内での行為に負担を求める場合、観光消費額単価を参考に、負担能力を見出せるか

4 政策目的を達成するための財源が確保できるか 徴税費が割高とならないか

- ⇒ ある程度の規模の財源が継続的かつ安定的に確保できるといえるか
課税客体の把握等に膨大な費用がかかることはないか
納税者等の事務負担が過重となることはないか

17

5 その性質からみて、税以外の手段(負担金、手数料、過料)により負担を課すべきものではないか

- ⇒ 受益者の範囲がかなり広範囲にわたり、受益(主として入洛客が本市の施策から受ける利益)の程度が個別的に評価しがたいといえるか

6 法定税目の内容又は趣旨からみて不適切なものではないか

- ⇒ 国の不同意要件における「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」に該当することはないか

(参考)地方税法における国の不同意要件(地方税法第671条及び第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること
- ③ 国の経済施策に照らして適当でないこと

※ なお、地方税法において、課税標準の合計が全体の10分の1を継続的に超えると見込まれる者がある場合は、議会においてその者の意見を聴くものとされている。(地方税法第669条第2項)

18